

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉活性化協議会運営支援
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	温泉資源を活用した地域づくりを推進するために、温泉施設等の公衆浴場を運営する事業者で組織する佐渡市温泉活性化協議会の活動に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市温泉活性化協議会
補助対象経費	賃金、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、原材料費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	<input type="radio"/> 同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費の10分の10以内（市長が定める予算の範囲内）
※少額補助金は廃止	<input type="radio"/> 少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10/10以内
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	<input type="radio"/> 補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 協議会が実施する誘客プロモーション等の活動は、佐渡の温泉の魅力発信や温泉利用促進による健康増進に寄与するものであるが、活動を継続するための費用を協議会加入団体に負担させることは、各団体の脆弱な財政状況から施設維持に支障を来すため、1/2を超えて補助するもの。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	誘客プロモーション 6件 <input type="radio"/> 目標に対する費用対効果（計算式）算出不可 <input type="radio"/> 目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	<input type="radio"/> 終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	<input type="radio"/> 開示内容及びその方法（手段） ホームページにて募集する
事業担当 （担当部署）	市民生活課 温泉施設係
（電話番号）	0259-63-3115